

特定健康診査等実施計画の概略をお知らせします

2008年4月から、特定健診・特定保健指導がスタートしました。医療保険者(健保組合など)は、「特定健康診査等実施計画」を定め、公表することが法令で義務づけられています。当健保組合の実施計画は、健保ホームページに掲載しました。ここでは、実施計画の中から「背景・趣旨並びに当健保の基本的考え方について」および「第1期5ヵ年計画(平成20年度～24年度)の達成しようとする目標」をお知らせします。

実施計画全体は、健保ホームページをご覧ください。



背景・趣旨並びに当健保の基本的考え方について

特定健康診査等は、平成18年に改定された一連の医療制度改革関連法の中で、これからのわが国の生活習慣病対策の柱として「内臓脂肪症候群：メタボリックシンドローム」に的を絞った施策として定められ、40歳から74歳の全ての国民に等しく適用される制度として、各医療保険者にその実施が義務付けられたものです。またこの実効を確保するため活動が一定レベルに達しない、成果を挙げられない保険者に対するペナルティー(当健保の規模では年間最大2億程度/優れた成果と認められた場合は逆に高齢者医療費の負担が軽減される)が設けられています。

具体的には各保険者は、「特定健診」において個々の加入者の生活習慣上の課題等を明らかにし、「特定保健指導」でその改善を積極的、継続的に支援することにより、生活習慣病の発生を抑制し、加入者の将来にわたっての健康増進を進め、わが国の医療費の適正化と、信頼でき持続可能な医療保険制度の確立を目指す、とされています。

当健保組合は母体事業主健康管理センターとともに、加入者への生活習慣病予防に向けた健診・指導を実施してまいりましたが、以上の法制化を踏まえ指導・支援する体制を強化します。

また、健診結果に基づく現役社員に対する面談指導は、従来医師が特に必要と認めた場合以外は、希望者に限り実施しておりましたが、「特定保健指導」の評価においては面談が必須とされ、5年の計画期間を通じて順次「面談」を増やして行きます。合わせて「面談」を含む指導を被扶養者等へも拡大します。なお、この保健指導においては、法定の年齢基準に満たない方(40歳未満)についても、リスクが高いと認められる場合は、法定に準じた対応を行います。

皆様におかれましても、この活動にご理解をいただき、在職中のみならず、豊かな第二の人生のためにも積極的にご参加くださるようお願いいたします。

第1期5ヵ年計画(平成20年度～24年度)の達成しようとする目標

	平成24年度
特定健康診査実施率	82%
特定保健指導実施率	45%
メタボリックシンドローム該当者・予備群の減少率	減少率を10%以上

医療制度が変わりました

2006年度から実施されている医療制度改革の一環として、2008年4月に実施された改正の概要をお知らせします。

改正の主なポイント

1 新しい高齢者医療制度が創設されました

これまでの老人保健制度は廃止されました。高齢者は年齢により前期高齢者(65～74歳)と後期高齢者(75歳以上)に分かれ、新しい枠組みで医療を受けることになりました。

●後期高齢者(75歳以上)



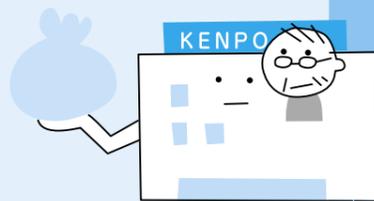
75歳以上のすべての人と65歳以上の寝たきり等の人は新しく発足した「後期高齢者医療制度」へ加入します。健保組合などの被保険者や被扶養者も、75歳になると新制度の被保険者となり、保険料を納めることになりました。

●前期高齢者(65～74歳)



健康保険の被扶養者だった人は、保険料負担が、制度加入時から2年間は半額に軽減されます。さらに2008年4月から半年間は全額免除、その後の半年間は0割減額となります。

これまでの医療保険制度にそのまま加入し、新たな保険料などの負担増はありません。医療費財源の枠組みが変わり、高齢加入者の少ない健保組合などは納付金を納め、高齢加入者の多い国保(国民健康保険)などは交付金を受けます。※70～74歳の窓口負担は、1割から2割へと引き上げられる予定でしたが、1年間凍結され、2009年4月からの引き上げとなります。



2 特定健診・特定保健指導の実施

40～74歳のすべての被保険者・被扶養者を対象に、メタボリックシンドロームの発見を主眼にした特定健診が始まります。この実施は健保組合などに義務づけられています。

特定健診で異常が見つかった人は、メタボリックシンドロームの危険度別に分けられて、「積極的支援」、「動機づけ支援」の特定保健指導を受けることになりました。

義務教育就学前までは、医療費の自己負担が2割ですむように

3歳未満の乳幼児は、従来から医療費の自己負担が2割でしたが、4月からは、その対象が小学校就学前までに引き上げられました。

療養病床入院時の食費・居住費を65歳以上の人も負担

70歳以上の人が療養病床(主に慢性期のための病床)に入院する場合、介護保険との負担均衡を図るために、食費と居住費の一部を負担しますが、65～69歳の人も対象が広がりました。

高額医療・高額介護合算制度の創設

医療保険と介護保険の自己負担の年間合計額が限度額を超えた場合、申請により超えた額が払い戻されるようになりました。なお、手続きは2009年度以降になります。

